

Money & Investment

少子高齢化時代の年金財政は厳しい。支給額は減っていくと考えるのは自然。天引きがあれば、振込額はさらに減るだろう。しかし実際の年金額は世の中の物価や賃金の動向に左右され

受給増の壁高く 安田さんの場合、妻(62)の分の年金も出る。世帯としての年金額は、標準的なモデル世帯より多い(図A)。しかし、収入は年金だけ。これでやっつけられるのかと不安だ。

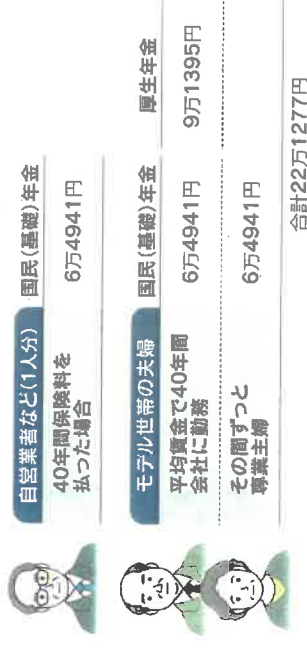
額が減った。安田さんの場合、妻(62)の分の年金も出る。世帯としての年金額は、標準的なモデル世帯より多い(図A)。しかし、収入は年金だけ。これでやっつけられるのかと不安だ。

「また減った」。東京都の安田稔さん(仮名、68)は6月上旬、日本年金機構から送られてきた18年度分の年金振込通知書を見て少しかっかりした。通知書に示された「振込額」は2カ月分の合計で41万1566円。昨年度より約1万9000円減っていたからだ。厚生労働省は1月末、18年度の年金額は昨年度と「同額」と発表していたはず。なぜ減ったのだろうか。その理由はすぐにはわかった。年金から天引きされる税や保険料が増えたのだ。確かに「年金支払額」は昨年度と同じ。一方、扶養していた母がなくなったこともあって税額が増えていた。介護保険料もわずかに増えた。この結果、振込額が減った。

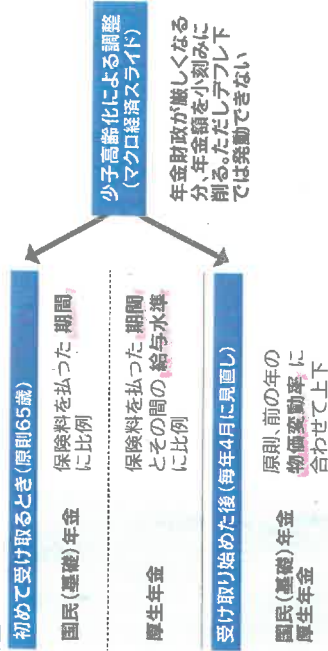
6月15日は4・5月分の年金の支給日だった。今年度分としては初めての支給に対し、「まだ手取り額が減った」「物価が上がっているのに年金は増えないのか」などと不満まじりの感想を抱いた人もいだろう。そもそも年金支給額はどのくらい減るのか。将来に備えるためにも基本を知っておこう。

年金、物価上昇でも据え置き

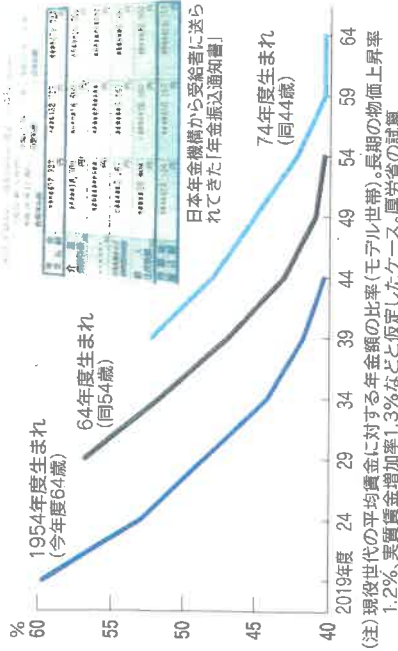
A 2018年度の年金額の例(65歳からの月額)



B 年金額はこちら決まる



C 年金の支給水準(所得代替率)は徐々に低下



現役の賃金低迷が影響

妻がいれば年金制度上の家族手当である加給年金が加わり、月2万円に届くケースも珍しくはない。最初の金額決定では現役世代の賃金動向も反映される。賃金が上がれば年金はその分増え、逆ならば減るといのが原則だ。働く人が生み出した富(賃金)の一部を働けなくなった人に分けるのが年金制度。賃が増えれば分ける前も増えると考えればわかりやすい。そして、いざ決まった金額は毎年4月に見直しがある。年金額の裏面的な価値を維持するため、物価

が上がり、年金は増え、反対ならば年金は減るとしているが原則だ。ただ、年金財政が厳しくなり、原則通りにはいけなくなった。「賃金が伸び悩んでいるときに年金だけ増やすのはいかげなものか」などの声も聞かれます。物価と賃金の伸びを比べて金額を決める方式が採用されたのだ。「賃金より物価が伸びたときは、最初の決定でも毎年の見直しでも賃金分しか増やさない」などと、細かく定められている。18年度分を分析してみよう。前年の物価は0・5%

アップ、賃金指数(直近3年分考慮)はマイナス0・4%だった。原則通りなら、年金額は最初の決定で0・4%減らし、すでにもっている人は0・5%増やす。しかし実際には「物価がアップ、賃金がマイナスの場合、最初も毎年の見直しも金額は据え置き」というルールが適用された。最後にも一つ金額を決める重要な要素がある。「マクロ経済スライド」と呼ぶ仕組みだ。保険料を負担する現役世代が減り、高齢者が長生きする分、年金を少しずつ削って少子高齢化を

減少に備え必要 年金を取り巻く環境は厳しいことから、「受け取る年金額は増えないどころか減るかもしれない。これは、少子高齢化を長期にわたる年金の実質的な支給水準(所得代替率)は少しずつ減っていくことは間違いない(図C)。年金だけに頼って暮らすことはより難しくなる。社会保険労務士兼税理士の佐藤正明氏は「長く働いて賃金を得ることも、年金の受け取りを年齢に連らせて額を増やす」「繰り下げ受給」を推奨すること、個人年金に加入することなどを検討してほしい」と話す。年金支給額がいまさら働けないといった人は自宅を担保に生産資金を借りるバース・モーゲジなども検討に値するだろう。(編集委員 山口聡)

乗り切ろうとの発想。物価や賃金を踏まえて年金の改定率が決まるが、さらにそこから一定の「調整率」を差し引いた分しか額を増やさないようにする。ただしこの仕組みは物価や賃金が上がる分以下では表裏しないなど決まっている。このため18年度は実施しなかった。同年度の調整率は0・3%。変動すれば、「据え置き」ではなく、額は0・3%減るともなるのだが、この分は18年度以降で年金が増えるときに相殺することになった。

に考えておくべきだ(社会保険労務士の海津林正昭氏)とよく言われる。ただ見てきた仕組みからすると、物価や賃金が上がれば、額が増える場合はある。例えば、物価が1%、賃金が1・5%上がったと調整率が0・5%だけ下げれば、年金は最初の決定時より1%増え、すでに受け取っている人でも0・5%増えるはずだ。天引きされる税や保険料が大きく変動しなければ、振込額が増えることもあり得る。物価が少しずつ上がり、それ以上に賃金が増え、これが経済成長の理想像。日本経済がこのような安定動向に乗れば、振込額も増えていってよいはずだ。状況は変わるかもしれない。